

秦野市役所地球温暖化対策実行計画



平成 29（2017）年 3 月

秦 野 市

目 次

第1章	計画策定の背景	1
1	地球温暖化問題とは	1
2	地球温暖化防止に関する歴史的背景	1
3	日本の温室効果ガス排出量	2
4	神奈川県内の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量	3
5	秦野市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量	3
6	これまでの取組状況	4
第2章	基本的事項	6
1	計画の目的及び位置付け	6
2	計画の期間	7
3	計画の範囲	7
4	対象とする温室効果ガス	7
5	温室効果ガスの算定方法	8
6	温室効果ガスの排出状況	8
第3章	方針及び目標	9
1	基本理念及び基本方針	9
2	温室効果ガスの総排出量及び削減目標	10
第4章	取組内容	12
1	電気使用量の削減	12
2	灯油・都市ガス・LPガス使用量の削減	12
3	ガソリン・軽油使用量の削減（エコドライブの実践）	12
4	廃棄物適正処理の徹底	12
5	グリーン購入の推進	12
6	公共工事の実施に当たっての環境配慮事項の積極的な適用	12
第5章	計画の進行管理	13
1	推進体制	13
2	公表	14
3	研修	14
参考資料		15

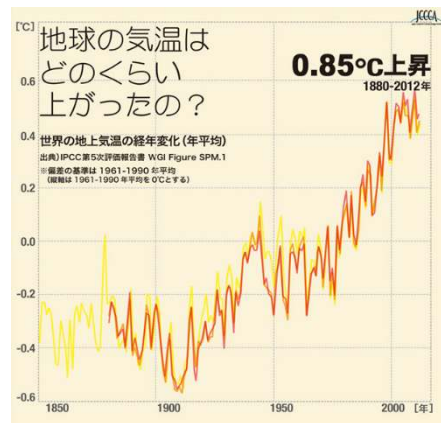
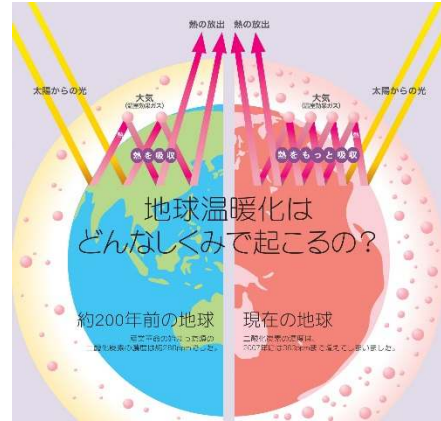
第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題とは

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

平成 26 (2014) 年 11 月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書 (統合報告書) では、気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、産業革命前からの気温上昇を 2 度未満に抑えるには今世紀末に全世界での温室効果ガス排出量をゼロにする必要があることが科学的に示されました。



資料：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

2 地球温暖化防止に関する歴史的背景

(1) 京都議定書

平成 6 (1994) 年に国連気候変動枠組条約が発効され、翌年から締約国会議 (COP) が始まり、平成 9 (1997) 年に開催された COP3 (京都会議) において、先進国における温室効果ガス排出量の具体的な削減目標などの取り決めを定めた「京都議定書」が採択されました。日本は温室効果ガスの総排出量を「平成 20 (2008) 年から平成 24 (2012) 年」の第 1 約束期間に、平成 2 (1990) 年と比較して 6% 削減するとの目標が定められました。これを受けて、平成 10 (1998) 年 10 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が公布され、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みが整備されました。

(2) パリ協定

平成 27 (2015) 年 11 月の COP21 では、京都議定書に代わる平成 32 (2020) 年以降の新たな国際的枠組みを決める「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、今後世界全体の排出量を今世紀後半に実質ゼロにするという将来像のもと、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 度より十分低く保つとともに、1.5 度に抑えるという努力目標が盛り込まれました。

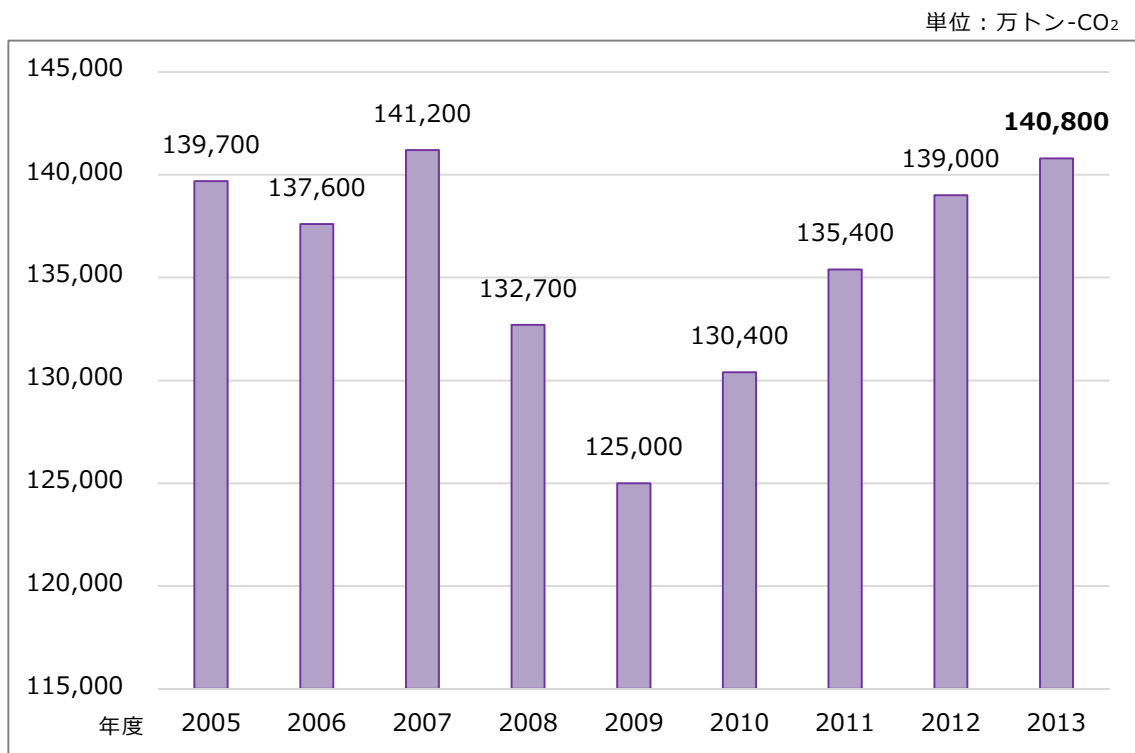
平成 27 (2015) 年 7 月、政府は COP21 に先立ち、平成 42 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で温室効果ガス排出量を 26% (平成 17 (2005) 年度比 25.4%) 削減するという約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出しています。

【京都議定書とパリ協定】

	削減主体	削減目標	達成義務
京都議定書 (1997 年)	先進国のみ 38 カ国・地域	交渉で決定 (日本▲6%)	あり
パリ協定 (2015 年)	全ての締約国 196 カ国・地域	自主的に策定 (日本▲26%)	なし 5 年毎に目標の見直し

3 日本の温室効果ガス排出量

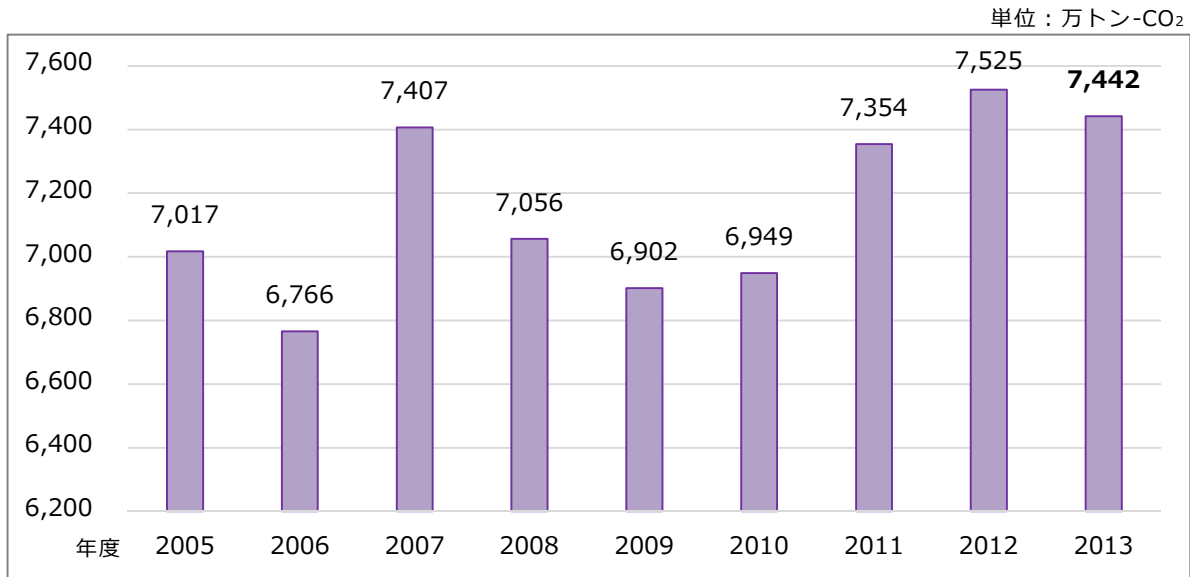
平成 25 (2013) 年度の温室効果ガスの総排出量は 14 億 800 万トン (二酸化炭素換算) であり、前年度の総排出量 (13 億 9,000 万トン) と比較して 1.2% の増加、平成 17 (2005) 年度の総排出量 (13 億 9,700 万トン) と比較して 0.8% の増加となっています。



資料：環境省 日本の温室効果ガス排出量の算定結果 (2013 年度確報値)

4 神奈川県内の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

平成 25 (2013) 年度の県内の二酸化炭素排出量（速報値）は 7,442 万トンであり、前年度の排出量（7,525 万トン）と比較して 1.1%の減少、平成 17 (2005) 年度の排出量（7,017 万トン）と比較して 6.1%の増加となっています。

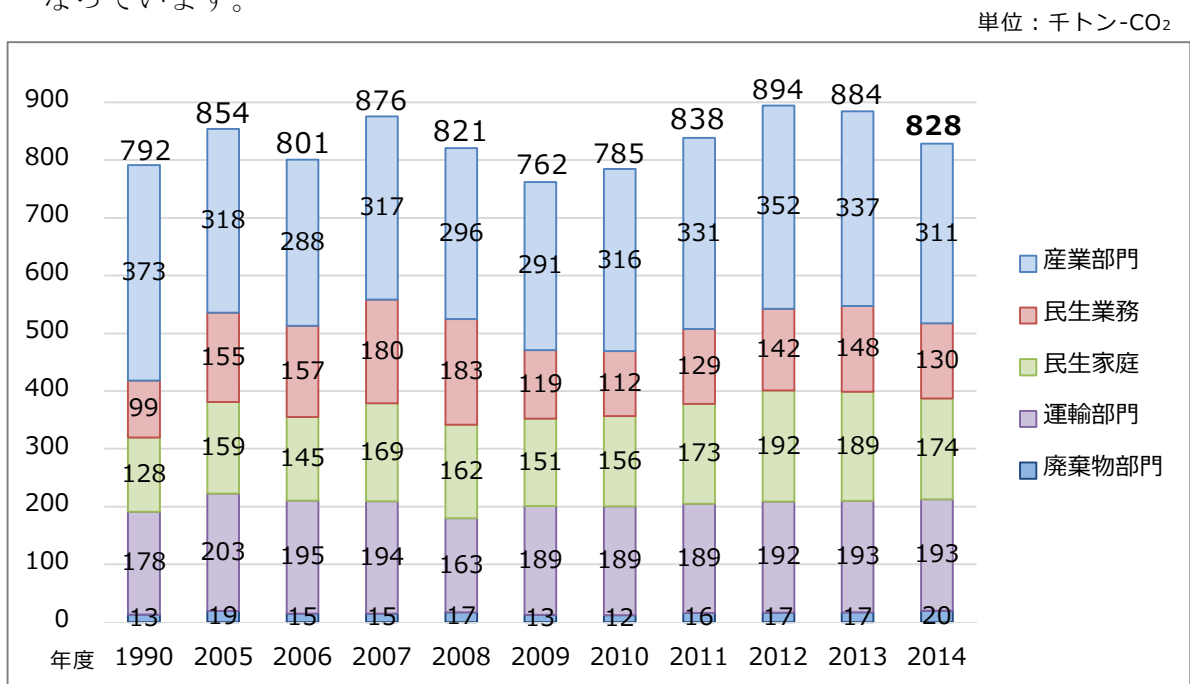


資料：神奈川県の温室効果ガス排出量推計結果（2013 年度速報値）

5 秦野市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

(1) 二酸化炭素排出状況

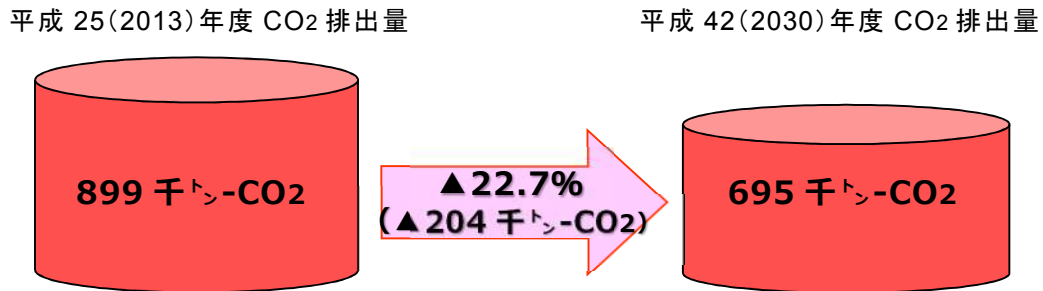
秦野市全域における平成 26 (2014) 年度の二酸化炭素排出量は 828 千トンであり、主に産業部門、運輸部門のエネルギー消費量の減少により前年度の排出量（884 千トン）と比較して 6.4%の減少、平成 17 (2005) 年度と比較して 3.0%の減少となっています。



※四捨五入のため合計値が合わない場合があります。

(2) 秦野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

本市においては、平成 28（2016）年 3 月に市内全域の二酸化炭素の削減目標を掲げた「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定（環境基本計画（第 2 次計画）後期基本計画に組み入れ）し、平成 42（2030）年度における市内の二酸化炭素排出量を平成 25（2013）年度比で 22.7%削減することを目標としています。



6 これまでの取組状況

(1) 環境管理システムの運用

本市においては、平成 14（2002）年度に水道局が ISO14001 の認証を単独で取得しました。その後、市長部局等において平成 16（2004）年 12 月に環境マニュアルを制定し、平成 17（2005）年 4 月から ISO14001 に準じた環境管理システム（EMS）がスタートしました。市民審査を経て、同年 5 月に自己適合宣言をし、平成 28（2016）年度からは、上下水道局の統合に伴い、市長部局等の環境マニュアルへ一本化した環境管理システムを運用しています。

その中で、エネルギー使用量の削減等を進めて環境負荷の低減を図るなど、地球温暖化防止に取り組んでいます。

【環境マニュアルの改定履歴】

改訂日	改訂内容
H16.12.24	初版発行
H17.4.19	ISO14001：1996 から ISO14001：2004 へ規格改訂に基づく変更
H18.4.12	ISO14001 への取組表明の変更
H20.7.1	水道局統合に伴う変更 環境影響評価要領制定に伴う変更 環境目的及び目標設定要領、環境管理プログラム設定要領制定に伴う変更
H22.11.22	「秦野市環境管理推進委員会運営要綱」廃止により削除 市長による見直しの時期を 7 月に改定 ISO14001 が規定する必要な情報との整合実施
H25.3.29	「秦野市役所環境方針」を新規追加 「環境方針」の定義見直し 各項「文書文言整理」等に伴う変更
H28.3.29	上下水道局への統合による水道局管理マニュアルの廃止に伴う変更
H28.11.18	ISO14001：2004 から ISO14001：2015 へ規格改訂に基づく変更

(2) 全体環境目標の達成状況

ア 平成 26 (2014) 年度

No.	環境目的	年度別環境目標・実績		
		平成 26 年度目標値	平成 26 年度実績	達成
1	二酸化炭素排出量の削減（延べ床面積当たりのエネルギー使用量を削減） 基準値 = 65.36	1%削減	2.61%削減 (65.36→63.65)	○
2	最大電力又は電力使用量削減（7～9月）	Aの(1)（庁舎・消防本部） 使用最大電力 15%削減 Aの(2)（文化会館・体育館・図書館） 使用最大電力 10%削減 B（下水道・水道施設） 契約電力 3%削減 C（公民館等） 総電力使用量 10%削減	Aの(1) 19.83%減 Aの(2) 12.73%減 B 4.71%減 C 17.23%減	○
3	ガソリンの使用量削減	平成 25 年度比 100%以下	3.46%減	○
4	軽油の使用量削減	平成 25 年度比 100%以下	16.29%減	○
5	可燃ごみ排出量の削減	平成 25 年度比 100%以下	2.40%減	○
6	グリーン購入の推進	グリーン購入率 100%	100%	○

イ 平成 27 (2015) 年度

No.	環境目的	年度別環境目標・実績		
		平成 27 年度目標値	平成 27 年度実績	達成
1	二酸化炭素排出量の削減（延べ床面積当たりのエネルギー使用量を削減） 基準値 = 65.36	2%削減	2.35%削減 (65.36→63.82)	○
2	最大電力又は電力使用量削減（7～9月）	Aの(1)（庁舎・消防本部） 使用最大電力 15%削減 Aの(2)（文化会館・体育館・図書館） 使用最大電力 10%削減 B（下水道・水道施設） 契約電力 3%削減 C（公民館等） 総電力使用量 10%削減	Aの(1) 18.12%減 Aの(2) 11.69%減 B 2.96%減 C 15.80%減	A○ B× C○
3	ガソリンの使用量削減	平成 25 年度比 100%以下	6.32%減	○
4	軽油の使用量削減	平成 25 年度比 100%以下	15.80%減	○
5	可燃ごみ排出量の削減	平成 25 年度比 100%以下	2.98%減	○
6	グリーン購入の推進	グリーン購入率 100%	100%	○

第2章 基本的事項

1 計画の目的及び位置付け

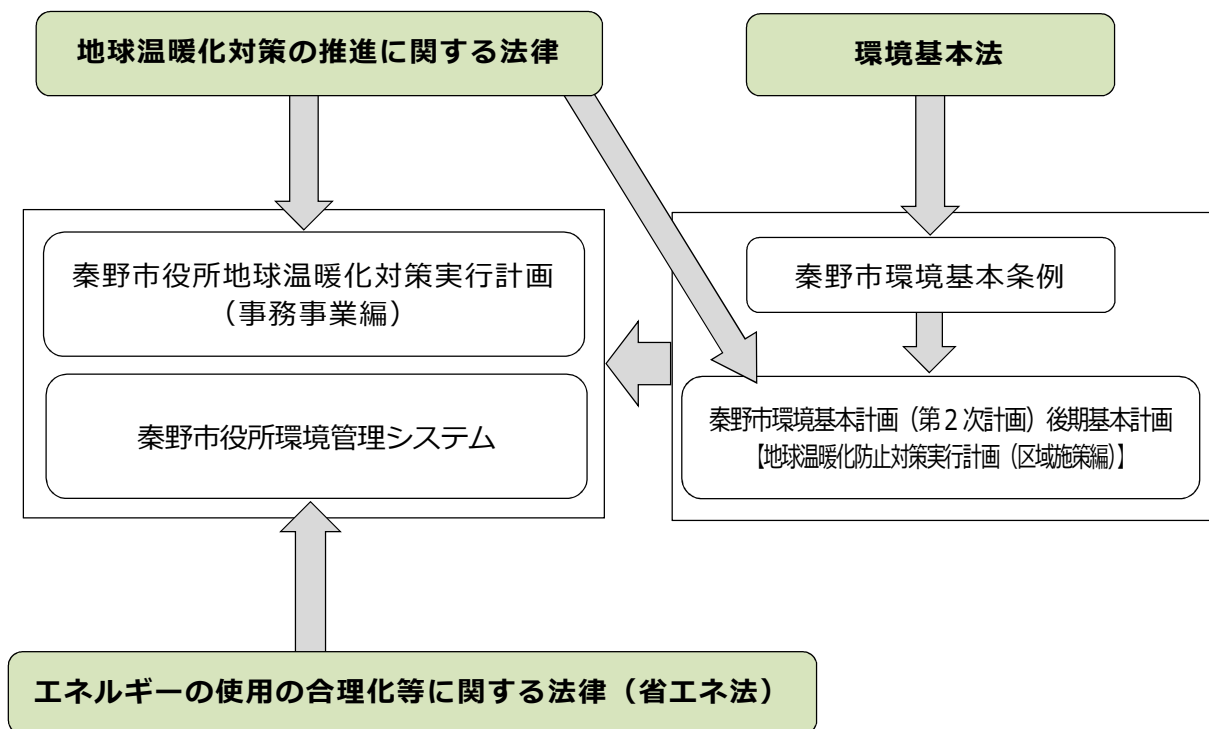
本計画は、地球温暖化対策推進法第21条において、地方公共団体に策定が義務付けられている『地方公共団体実行計画』として位置付け、本市の事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出を抑制し、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化に対する取組を推進することを目的とします。

【地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）】

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならない。



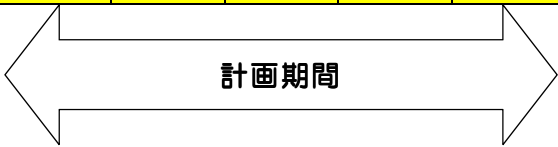
2 計画の期間

平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度の 5 年間とします。

基準年は、国の「地球温暖化対策計画」及び本市の「地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）」と同様に、平成 25（2013）年度を基準年度とします。

基準年度

年度	25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	33 年度 (2021)
----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------



計画期間

3 計画の範囲

本計画の対象とする範囲は、市長部局、教育委員会、消防本部等を含め、本市が自ら行う全ての事務及び事業とします。

このことから、環境管理システムの適用範囲外のこども園、幼稚園、小学校、中学校などについても計画の対象施設となります。

4 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項では以下の 7 種類の温室効果ガスが対象とされています。本市では温室効果ガスの 90%以上を占める二酸化炭素（CO₂）を対象の温室効果ガスとします。

	温室効果ガスの種類	主な排出（使用）源等
1	二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の使用、電気の使用等。全温室効果ガスの 9 割程度を占める
2	メタン（CH ₄ ）	燃料の使用、自動車の走行及び廃棄物の埋立て等
3	一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の使用、自動車の走行及び農業部門から排出
4	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	スプレー、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用
5	パーフルオロカーボン（PFC）	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用
6	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用
7	三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造の過程において使用

※5～7については、排出の把握が極めて困難かつ排出量が微量であるため算出は行いません。

5 温室効果ガスの算定方法

本計画における温室効果ガス排出量の算定に当たっては、電気、ガソリン、灯油等の使用量及び事業に伴う発生量（自動車走行距離など）を基に、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に規定する排出係数、及び同施行令第4条に規定する地球温暖化係数を使用し算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量 (トン-CO}_2\text{)} = \text{活動量 (使用量)} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

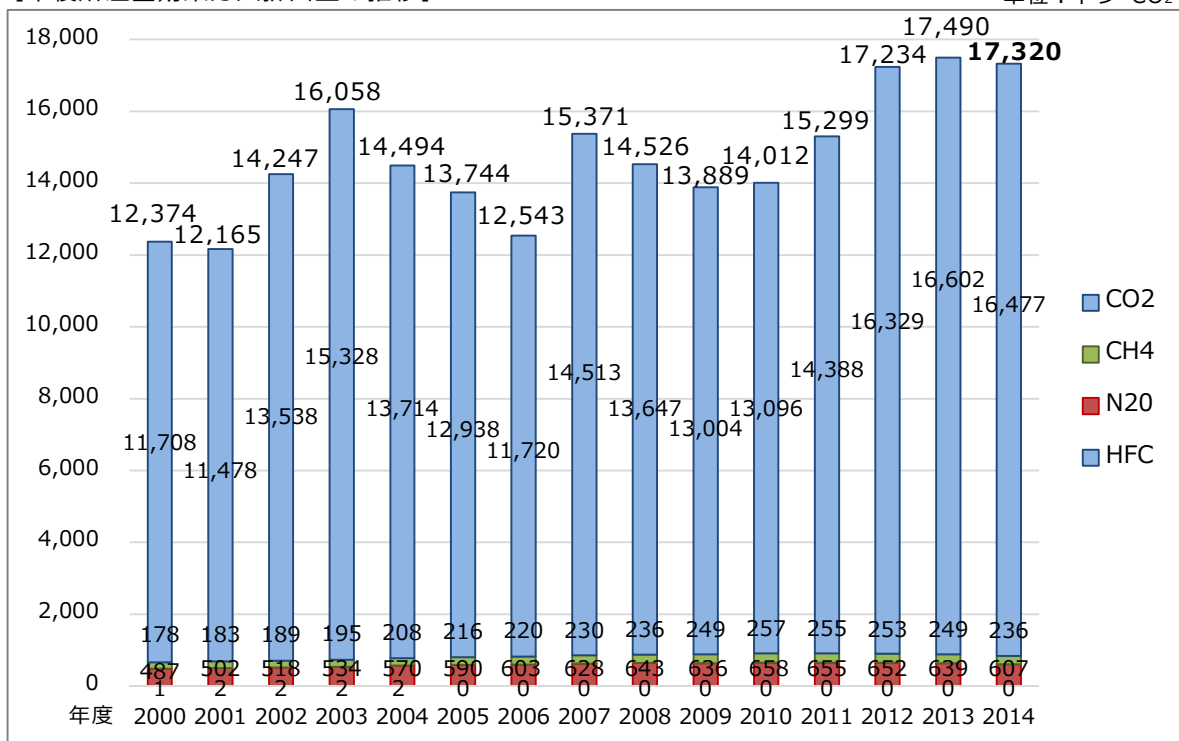
6 温室効果ガスの排出状況

平成12(2000)年度以降の本市事務・事業における温室効果ガス排出量をみると、弘法の里湯・おおね公園等の公共施設の増加や公共下水道の普及促進等による増加要因により温室効果ガス排出量は増加したものの、平成17(2005)年度以降は環境管理システム運用の効果によって減少傾向にありました。

平成22(2010)年度以降については、東日本大震災による原子力発電所の停止に伴う火力発電所の稼働が増加したことから、電気使用に係る二酸化炭素排出量の増加が影響し、温室効果ガス総排出量が増加傾向にあります。

【市役所温室効果ガス排出量の推移】

単位：トン-CO₂



※四捨五入のため合計値が合わない場合があります。

※火力発電量の増加による影響（排出係数の上昇）

- ・2003年度：定期検査等による東電原発が運転停止
- ・2007年度：新潟中越地震による柏崎刈羽原発が運転停止
- ・2011年度以降：東日本大震災による福島第一原発を始めとする全ての原発が運転停止

第3章 方針及び目標

1 基本理念及び基本方針

本計画の推進については、環境管理システムを運用することを基本としますので、秦野市環境基本条例に基づき市長が決定した基本理念及び基本方針とします。

(1) 基本理念

- (1) 環境の保全及び創造は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として、現在から将来にわたり、良好な環境を持続的に享受できるように行われなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、自然と人とが共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調として発展することができる社会をつくるために、行われなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持できる社会を自主的かつ積極的につくるために、市民、事業者との協働のもと本市の責務に基づき行われなければならない。
- (4) 地球環境保全は、市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を確保するうえで重要であることから、本市の事業活動においても推進されなければならない。

(2) 基本方針

『基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を実施します。』

- (1) 大気、水及び土壌を良好な状態に保持するとともに、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等が発生しないように必要な対策を行います。
- (2) 多様な動植物の生息・生育環境を保全し、人と自然との触れ合いの場を確保します。
- (3) 健全な水循環を創造するために、市民との協力により森林保全及び地下水かん養を推進し、安全でおいしい水を市民に安定的に供給していきます。
- (4) 廃棄物の発生抑制と適正処理を行い、資源の循環的な利用を推進するとともに、エネルギーの有効利用を推進します。
- (5) 自然と調和した潤いとゆとりのある良好な都市景観の形成を促進するとともに、歴史的かつ文化的遺産の保全と活用を推進します。
- (6) 国、他の地方公共団体等との協力のもとに、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全を推進します。
- (7) 環境関連法令の規制等を遵守するとともに、環境汚染の予防に取り組みます。
- (8) すべての職員が環境方針を理解し、この方針に沿った活動を推進するために職員研修を実施します。
- (9) この方針及び環境管理システムに基づく活動結果を公表します。
- (10) この方針を達成するため、環境目的及び目標を設定するとともに、市民審査員の協力により、毎年見直しを行い、環境管理システムを継続的に改善します。

2 温室効果ガスの総排出量及び削減目標

(1) 基準年度における二酸化炭素総排出量

本計画の基準年度である平成 25 (2013) 年度の総排出量

平成 25(2013)年度二酸化炭素排出量

16,602トン-CO₂

排出量の内訳については次のとおりで、二酸化炭素排出の約 90%が「電気使用量」で占められています。また冷暖房の燃料となる灯油・都市ガスも発生原因となっています。

【基準年度における二酸化炭素排出量】

種類	排出要因	排出量 (単位 kg)	構成比	
二酸化炭素 (CO ₂)	内訳	ガソリン	297,385	1.8%
		灯油	477,724	2.9%
		軽油	150,167	0.9%
		L P G	161,255	1.0%
		天然ガス	62,238	0.4%
		都市ガス	575,881	3.5%
		電気使用量	14,877,576	89.6%
	合計	16,602,226	100.0% (94.9%)	

※ () 内は温室効果ガス全体の構成比

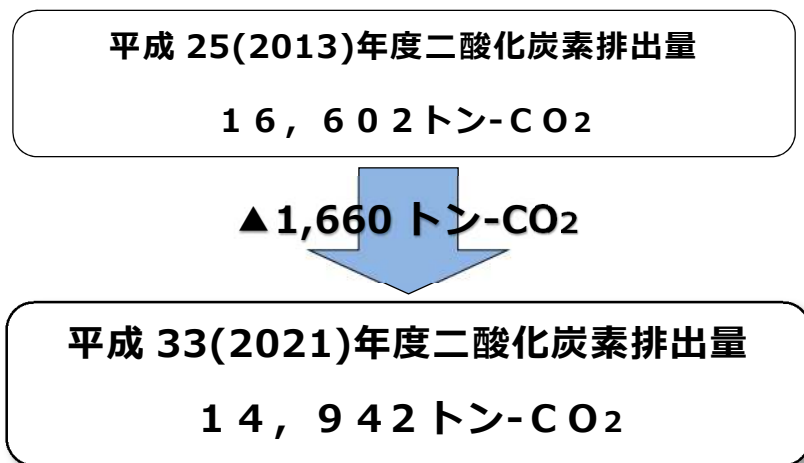
【以下参考】

種類	排出要因	排出量 (単位 kg)	構成比(全体)	
メタン(CH ₄)	内訳	車	404	-
		下水処理	248,134	-
	合計	248,538	1.4%	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	内訳	車	9,802	-
		下水処理	629,642	-
	合計	639,444	3.7%	
H F C	エアコン使用	0	0.0%	
温室効果ガス総排出量		17,490,208	100.0%	

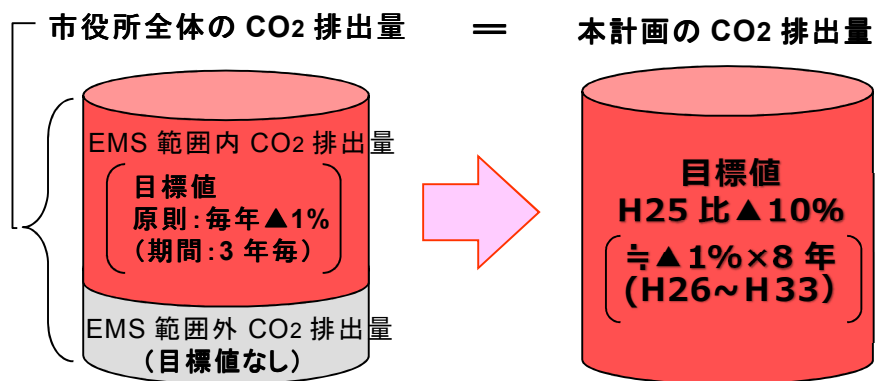
(2) 削減目標

目標値 10%削減

計画期間中は節電やエコドライブなどの継続により、当該年度の二酸化炭素排出量を平均1%以上低減することとし、平成25(2013)年度の総排出量と比較して平成33(2021)年度の総排出量を10%削減(▲1,660トン-CO₂)することを目標とします。



【参考】本計画とEMSとの違い



第4章 取組内容

1 電気使用量の削減

- (1) 夏季節電取組の実施（7月～9月）
- (2) 空調温度管理の徹底（夏季28℃、冬季20℃を目安とする。）
- (3) 昼休み消灯の徹底
- (4) パソコンの昼休み・不在時（30分以上）の電源オフ
- (5) パソコンの帰宅時電源オフ
- (6) 不要照明の消灯（トイレ、面接室等）
- (7) ブラインド、カーテンの利用による、室内温度の調整
- (8) パソコンの省電力モードの活用（自動スリープ機能の利用）
- (9) エレベーター利用の原則禁止（健康上の配慮が必要な場合を除く。）
- (10) 冷蔵庫及び冷凍庫については、私物を入れるものは使用しない
- (11) 空調機器等のフィルター清掃等の実施
- (12) 電気を使用して加熱・保温するポットの保温型ポットへの切り替え
- (13) h f インバーター式又はインバーター式の照明器具への切り替え
- (14) 道路照明の老朽化に伴う切り替えや新設時にナトリウム灯に切り替え

2 灯油・都市ガス・LPガス使用量の削減

- (1) 適正な温度管理の徹底
- (2) 燃焼効率の向上（空気取り入れ量の調整実施）
- (3) 弘法の里湯における温泉配水管管理の徹底、漏水防止

3 ガソリン・軽油使用量の削減（エコドライブの実践）

- (1) 法定速度の遵守
- (2) タイヤ空気圧の適正化
- (3) 無駄な荷物を積まない
- (4) 急発進、急加速、急ブレーキ不使用の徹底
- (5) 適切な車間距離の確保
- (6) 近距離（2km以内）の自転車利用等

4 廃棄物適正処理の徹底

- (1) 廃棄物管理ガイドライン（環境管理システム）の遵守
- (2) 廃棄物管理の適正化

5 グリーン購入の推進

- (1) 物品の適量を購入
- (2) 物品購入時のグリーン購入ガイドライン（環境管理システム）の遵守

6 公共工事の実施に当たっての環境配慮事項の積極的な適用

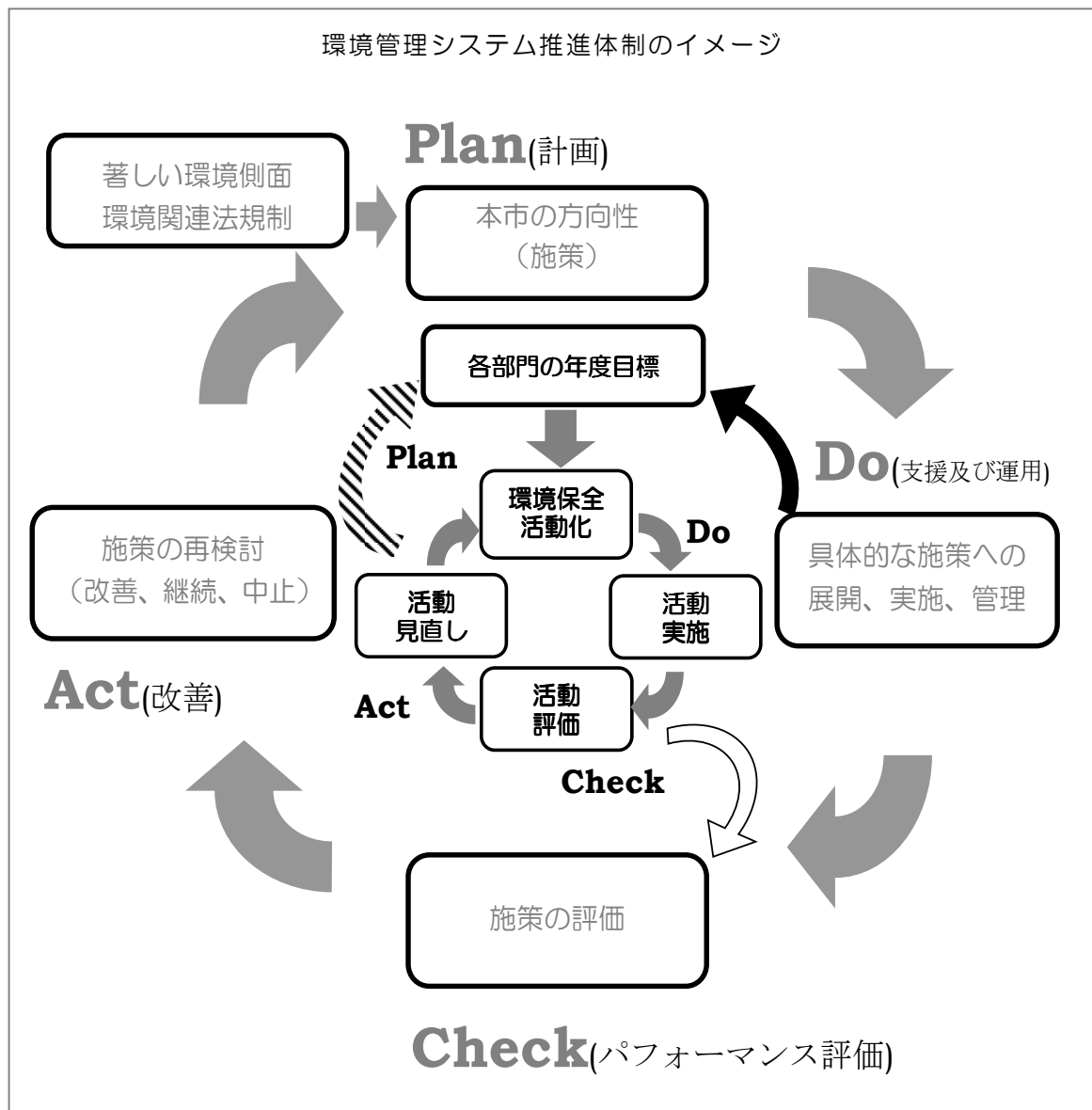
環境管理システムにおける秦野市公共工事における環境配慮指針（平成16年12月8日発行）に従い、一定規模以上の工事を実施するに際して、工事の特性、事業実施個所の地域特性などを考慮しながら環境に配慮する事項を取りまとめ、地域の環境問題に対処し環境への負荷を低減します。

第5章 計画の進行管理

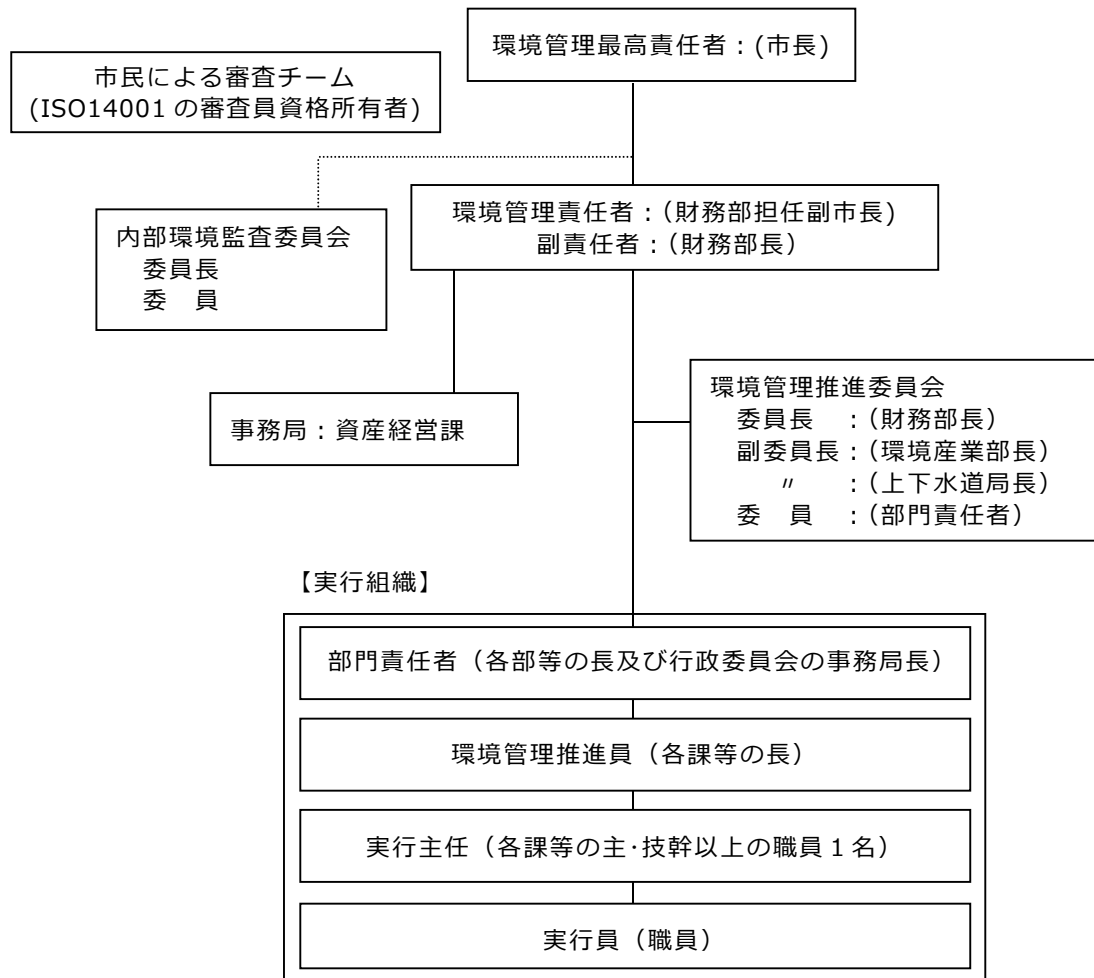
1 推進体制

環境管理システムの推進組織の体制に合わせて行うこととし、環境管理システムの全体の構築指針である環境マニュアルに基づき、Plan（計画）－Do（実行）－Check（監視、測定、報告）－Act（継続的改善）のPDCAサイクルを基盤とします。

なお、環境管理システム適用範囲外施設（こども園、幼稚園、小学校、中学校など）については、学校版ISO（エコキッズはだの）等、独自の取組を実施し、可能な範囲で地球温暖化の防止に努めることとします。



【秦野市環境管理システム推進組織図（平成 28 年 4 月 1 日現在）】



2 公表

結果の公表については、環境基本計画の毎年度次報告書である秦野市環境報告書において温室効果ガスの排出状況等を掲載し、ホームページを活用して公表します。

なお、環境管理システムに関する全体環境目標及び実績についても、毎年度、ホームページで公表します。

3 研修

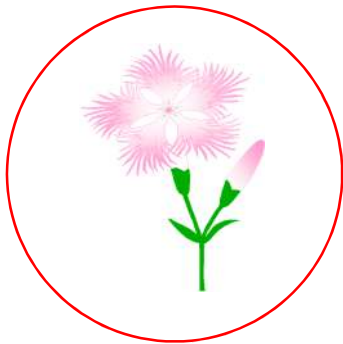
地球温暖化防止について、環境管理システムの研修を活用し、環境負荷の低減や省エネルギー対策について学ぶことで、職員の意識向上を図ります。

【参考資料】

環境管理システム(EMS)適用範囲一覧(適用範囲外施設も本計画の対象となります。)

	適用範囲(施設)		適用範囲外施設
政策部	企画課		
	文書法制課		
	行政経営課		
	情報政策課		
	公共施設マネジメント課		
	検査課		
市長公室	秘書課		
	広報課		
	人事課		
	防災課		
	くらし安全課		
財務部	財政課		
	資産経営課		
	契約課		
	市民税課		
	資産税課		
	債権回収課		
市民部	市民自治振興課	ほうらい会館 おおね公園 文化会館 中央運動公園 総合体育館	市民活動ホールセンター 駅連絡所 サンライフ鶴巻 なでしこ運動広場 立野緑地庭球場
	戸籍住民課		
	市民相談人権課		
	スポーツ推進課		
	カルチャーパーク課		
福祉部	地域福祉課	保健福祉センター	広畑ふれあいプラザ 老人いこいの家 未広ふれあいセンター
	生活福祉課		
	障害福祉課		
	高齢介護課		
	国保年金課		
こども健康部	子育て支援課	表丹沢野外活動センター	こども園(5園) 児童館・曲松児童センター 中野健康センター
	保育こども園課		
	こども育成課		
	健康づくり課		

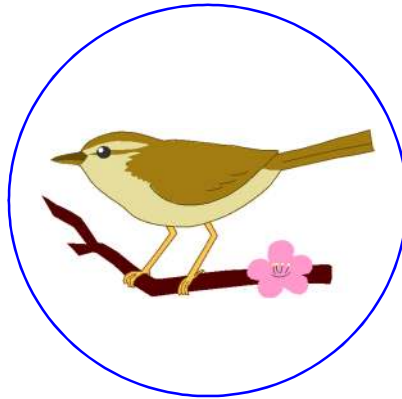
	適用範囲（施設）	適用範囲外施設	
環境産業部	環境保全課	弘法の里湯	くずはの広場 緑水庵 各駅公衆トイレ 里山ふれあいセンター 田原ふるさと公園
	環境資源対策課		
	森林づくり課		
	農産課		
	産業政策課		
	観光課		
	グリーンセンター周辺整備担当		
建設部	建設管理課		
	道路整備課		
	建築住宅課		
	国県事業推進課		
都市部	都市政策課		
	都市整備課		
	公共交通推進課		
	開発建築指導課		
上下水道局	経営総務課	上下水道局お客様センター 浄水場・配水場・取水場・ポンプ場 し尿希釈投入施設	
	営業課		
	水道施設課		
	下水道施設課		
教育部	教育総務課	公民館（11館） 桜土手古墳展示館	幼稚園（9園） 小学校（13校） 中学校（9校） 宮永岳彦記念美術館
	学校教育課		
	教育指導課		
	教育研究所		
	生涯学習課		
	図書館		
消防本部	消防総務課	西分署 大根分署 南分署 鶴巻分署	
	警防対策課		
	予防課		
	情報指令課		
	警備第1課		
	警備第2課		
議会事務局			
農業委員会事務局			
監査事務局			
選挙管理委員会事務局			
会計課			



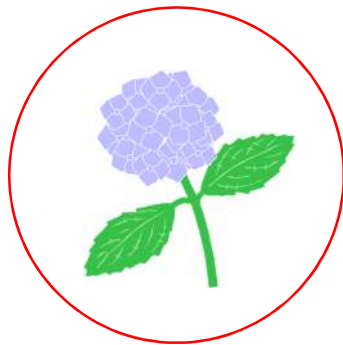
市の花「なでしこ」
(昭和 47 年 4 月 1 日制定)



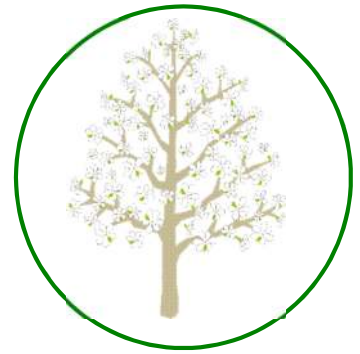
市の木「さざんか」
(昭和 47 年 4 月 1 日制定)



市の鳥「うぐいす」
(昭和 47 年 9 月 1 日制定)



市の花「あじさい」
(平成 17 年 4 月 23 日制定)



市の木「こぶし」
(平成 17 年 4 月 23 日制定)

平成 29 (2017) 年 3 月

秦野市役所地球温暖化対策実行計画

編集発行 秦野市役所環境保全課

秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

電 話 0463(82)9618

F A X 0463(82)7410

E-mail : k-hozen@city.hadano.kanagawa.jp

URL <http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>